

◎文化交流の促進のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中国との文化交流協定

昭和五十四年十二月六日 北京で署名

昭和五十四年十二月六日 効力発生

昭和五十四年十二月十九日 告示

(外務省告示第三一九号)

目次

ページ

前文	……………	二六九
第一条 政府間の文化協力の形態	……………	二六九
第二条 随時協議及び混合委員会の設置	……………	二七一
第三条 各種団体及び個人の間文化交流促進	……………	二七二
第四条 国内法の範囲内での実施	……………	二七二
第五条 効力発生及び有効期間	……………	二七二
末文	……………	二七三
中国との文化交流協定	……………	二七三

文化交流の促進のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約第三条の規定に基づき、
両国間の文化の面における歴史的関係を想起し、
両国の間の文化、教育、学術及びスポーツの交流を発展させることが両国民の間の相互理解及び友好の一層の増進に役立つと確信して、
次のとおり協定した。

第一条

政府間の

1 両国政府は、次に掲げる形態により、それぞれ自国の実施

中国との文化交流協定

日本国政府和中華人民共和国政府
为促进文化交流的协定

日本国政府和中華人民共和国政府，根据
一九七八年八月十二日在北京签订的日本国和
中華人民共和国和平友好条约第三条的规定，
注意到两国间文化方面的历史关系，确信发展
两国间文化、教育、学术和体育的交流，有助
于进一步增进两国人民之间的相互了解和友谊，
达成协议如下：

第 一 条

一、两国政府各自根据本国的实施体制，

中国との文化交流協定

体制に従い、できる限り協力する。

- (1) 学者、教員、学生、芸術家、スポーツマンその他文化的、教育的又は学術的活動に従事する者の交流
- (2) 大学その他の教育又は研究の機関における修学及び研究に従事する他方の国の国民に対する奨学金その他の便宜の供与
- (3) 学者又は研究員による共同の学術研究又は学術調査の実施
- (4) 講演、演劇、演奏会、映画会、美術展覧会その他の文化的行事の実施
- (5) 書籍、定期刊行物その他の出版物及び学術研究資料の交換

以下列方式尽可能进行合作：

- (一) 进行学者、教师、学生、艺术家、运动员和其他从事文化、教育以及学术活动的人士的交流；
- (二) 对在大学和其他教育机构以及研究机构从事学习和研究工作的另一方国家公民，提供奖学金和其他方便；
- (三) 组织学者和研究人员共同进行学术研究和学术调查；
- (四) 举办报告会、戏剧演出、音乐会、电影会、美术展览会和其他文化活动的；
- (五) 交换书籍、期刊和其他出版物以及学术研究资料；

(6) フィルム、音盤、テープその他の視聴覚用資材の交換

2 両国政府は、また、将来両国政府間で合意することがあるその他の形態によつても協力する。

第二条

1 両国政府は、両国間の文化、教育、学術及びスポーツの交流に関する諸問題に関し、外交上の経路を通じて随時協議するものとし、また、この協定の実施状況に関し、必要が生じたときは、代表を派遣し、日本国又は中華人民共和国において意見交換を行うことができる。

2 両国政府は、また、この協定を実施するため、混合委員会

(丙) 交換胶片、唱片、磁带和其他视听材料。

二、两国政府还将以两国政府间将来可能达成协议的其他方式，进行合作。

第二条

一、两国政府通过外交途径，就两国间文化、教育、学术和体育交流的各项问题，随时进行协商；必要时，可派出代表，在日本国或中华人民共和国，就本协定的实施情况交换意见。

二、两国政府为实施本协定，也可设立混

随時協議
及び混合
委員會の
設置

中国との文化交流協定

を設置することができる。

第三条

両国政府は、両国の各種団体及び個人間の文化交流を促進し、及び容易にする。

第四条

この協定は、それぞれ自国の関係法令の範囲内で実施される。

第五条

国内法の
の範囲内
で
の実施

合衆国会。

第三条

両国政府は両国各種団体及び個人間の文化交流，并使之顺利进行。

第四条

本協定は在在兩國各由的有共法法令規章的範圍内予以實施。

第五条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、二年間効力を有するものとし、その後は、3の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の政府も、三箇月前に他方の政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の二年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十九年十二月六日に北京で、ひとしく正文である日

一、本協定自签字之日起生效。

二、本協定有效期为两年，两年以后，在根据本条第三款的规定宣布终止以前，将继续有效。

三、任何一方政府在最初两年期满时或在其在任何时候，可以在三个月以前，以书面预先通知另一方政府，终止本协定。

下列代表，经各自政府正式授权，已在本协定上签字为证。

本协定于一九七九年十二月六日在北京

中国との文化交流協定

本語及び中国語により本書二逆を作成した。

訂，一式两份，每份都用日文和中文写成，两种文本具有同等效力。

日本国政府のために
大来佐武郎

日本国政府代表
大来佐武郎

中華人民共和国政府のために
黄鎮

中華人民共和国政府代表
黄鎮

(参考)

この協定は、昭和五十三年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約（昭和五十三年二国間条約集及び条約集第二八八三号参照）第三条の規定に基づき、両国間の文化、教育、学術及びスポーツの分野における交流を促進するための協力について定めたものである。